

地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期目標を早期に定める決議

地方独立行政法人法では、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下、医療センターという）の業務運営については、設立団体の長である西都市長が中期目標を定め、議会の議決を経て医療センターに指示しなければならないとしている。

また、医療センターは、指示された中期目標に基づき中期計画を作成し、市長の認可を受けるとともに、認可された中期計画に基づき事業年度の業務運営計画を当該事業年度の開始前に作成し、市長に届けなければならないとしている。

医療センター第2期中期目標の期間は令和元年度から令和3年度となっており、令和4年度からは第3期中期目標に基づく業務運営が行われることになっている。

このため、橋田和実市長は令和3年12月定例会に「地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期目標を定めることについて」を議案として提出されたが、議案採決直前に「理事長解任訴訟や議会での議論について慎重を期する必要があること」を理由に、議案の撤回をされた。

その後、理事長解任処分の執行停止の判決が確定し、年度末が迫る中でも第3期中期目標を定めるための臨時議会を招集されることもなく、令和4年2月22日付けの3月定例会の告示日に議案として議会に提出された。

議会としては、医療センターが中期計画及び令和4年度業務運営計画を令和3年度以内に作成するためには一刻も早い審議が必要との判断から、令和4年2月22日の議会運営委員会において、当該議案を議事日程とするとともに、3月1日の開会日に審議・採決を行うこととしたところである。

しかしながら、橋田和実市長は「22日の議会運営委員会において、当該議案が通常と異なる審議予定が決定されており、修正の可能性が極めて高いと判断されること」を理由に2月28日に議案の差替えをされた。

このことは、地方自治体は2元代表制であり、議会は市民の代表として、市長が提案される議案に対し、十分な審議を行い、必要に応じて修正して議決する権利と業務を有していることを否定するものであり、誠に遺憾であるといわざるを得ない。

このまま、第3期中期目標の定めが遅れば、令和4年度からの医療センターの業務運営は地方独立行政法人法に違反することになり、市民や患者への安定した医療機関に重大な支障を来すことが危惧される。

よって、西都市議会は、橋田和実市長が一刻も早く第3期中期目標（案）を議会に提案されることを強く要求する。

以上、決議する。

令和4年3月1日

西都市議会